



令和元年 (2019年) 11月 20日 (水)

No. 15056 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆無形財産の評価と租税回避 (上)
～Amazon事件を題材として～ …………… (1)

無形財産の評価と租税回避 (上)

～Amazon事件を題材として～

東北学院大学法学部
准教授 加藤 友佳

1. はじめに

IT企業の急速な発展と国際化によって、これまで税制が前提としていた経済原則が通用しなくなっている。OECDや国連を中心として議論される国際課税のシステムでは、外国法人に対して国内で課税する権限の有無につき(課税権管轄)、恒久的施設

(PE)という物理的拠点が国内にあるか否かによって判断してきた。しかしながら、GAFaを中心とする多国籍IT企業の台頭により、物理的拠点を持たずに海外で事業を行うことができってしまう今日では、物理的拠点を課税原則の中核とすることに、不具合が生じ始めている。

本稿では、国際的租税回避について、IT企業に係る事案を紹介し(本号)、昨今話題になっているア



鈴榮特許総合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理事 弁理士 森川 元嗣(機械)
理事 弁理士 大宅 郁治(化学・バイオ)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
△※ 弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)
弁理士 永島 建治(機械)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
弁理士 明閑 幸江(商標)
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

所長代行 ※ 弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
□ 弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)
常務顧問 ※ 弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
顧問 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
※ 弁理士 橋 茂良(商標意匠・不正競争)
※ 弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
※ 弁理士 清水千恵子(海外商標)
弁理士 鷹巢 明彦(情報・通信・医療機器)
※ 弁理士 角田さやか(機械)
弁理士 井上 高広(電子・半導体)

副所長 ※ 弁理士 野河 信久(電子・通信)
主 監 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
理 事 弁理士 木本 直美(意匠)
常務顧問 ※ 弁理士 河野 直樹(化学)
※ 弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
※ 弁理士 宮田 良子(電気・電子)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
※ 弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

○米国外特許エージェント(合格) ※ 付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ ニューヨーク州弁理士 □ 顧問弁理士

【顧問法律事務所】 弁理士法人 内田・鮫島法律事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

アメリカでのAmazon判決についても言及する (次号)。

2. 国際的租税回避の現状

租税回避とは、私法上の選択可能性の自由を利用 (濫用) して租税負担を不当に軽減するために通常用いられない法形式を選択することをいう¹。租税回避は法形式の選択によって課税要件の充足を回避している点で、仮装や隠ぺいによって課税要件の充足を秘匿する脱税とは異なる。また、租税回避は私法上の形成可能性を異常な態様で利用している点で、租税法規が予定している通常の法形式を用いて租税負担の軽減を図る節税とも異なる²。これら、租税回避、脱税、節税は一般的に混同されることが多く、またその判別も容易ではないことから、新聞等の国内マスメディアでは、特に租税回避と脱税を混同が散見された。しかしながら、租税回避に係る問題は多国籍企業の台頭および経済のグローバル化に伴い年々複雑化し、EUやOECD等が厳しく追及しているにもかかわらず、その税額も増え続けている。2016年にはパナマ文書も公開され、租税回避というワードが一躍有名になった。

租税法は、私法に基づいて成立した経済取引を前提として適用されるため、経済取引がどのような法形式によるものかは私的自治の原則により契約当事者の選択に委ねられる。これに対して租税法の分野には、納税者の法的安定性および予測可能性を保障する租税法律主義とともに、納税者に公平な税負担を要請する租税公平主義が基本原則として重要な意義を有している。このような関係にある租税法の原則と私的自治の原則に基づき、自己に最も有利な法形式を選択し、租税負担の軽減または排除を図る租税回避行為は、国内だけではなく国際的にも公正な租税競争に大きな影響を及ぼしている。

情報技術が発達した今日では、これまでの経済取引を前提とした税制では対応が難しくなっているケースが増加している。特に、GAF A (グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン) に代表されるアメリカを本拠地とする巨大多国籍IT企業は、低税率国や、タックス・ハイブン (租税回避地) を利用することで、多額の租税回避を図っている。

以下では、国際的租税回避に係る我が国の税制と国際的議論を整理したうえで、最後に無形資産の移転に係る課税関係 (移転価格税制の適用) について争われたAmazon判決について紹介する。

3. 国際的租税回避と タックス・ハイブン対策税制

(1) 租税回避と租税法律主義

租税法には租税法律主義と租税公平主義として、憲法に基づく原則が存在する。租税法律主義は、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することができず、国民は租税の納付を要求されることはないとする原則であり、憲法84条がこれを宣明している³。租税法律主義が保障されることによって、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えることが可能になるのである。

一方、租税公平主義とは、租税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならないというもので、憲法14条1項の命ずるところである⁴。租税回避の問題は、この租税法律主義と租税公平主義との対立ともいえるだろう。

国際的租税回避が目された代表的な事例としては、まず武富士事件⁵を上げることができる。武富士事件では、X (原告・被控訴人・上诉人) が、その両親からオランダ法人に係る出資持分の贈与を受けたことにつき、贈与税課税価格1653億0603万1200円、納付すべき贈与税額を1157億0290万1700円とする平成11年分贈与税の決定処分、および、納付すべき加算税の額を173億5543万5000円とする無申告加算税の賦課決定処分を受けたことに対して、Xが贈与税の納税義務を負わないことを主張して争われた事例である。当時の相続税法1条の2第1号では、受贈者が贈与を受けた時に国内に住所を有していない場合は、財産所在地が国外であれば日本の贈与税は対象外であった。平成11年に同法改正の動きがあることを知った公認会計士がXの父親に贈与を早く進めることを助言